

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第二十八号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の三の２の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和八年八月二十四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 片山 知史

令和八年八月二十五日から令和八年八月三十一日まで